

【利用申し込み】**1. 営業時間**

- テンブスホールは、9:00から22:00までの営業となります。
 - 毎月第2・第4月曜日は休館となります。
- 但し、祝日の場合はテンブスホールは通常営業となり、翌平日がテンブスホール休業日となります。

2. 休館日

- 毎月第2・第4月曜日は、休館日となります。
- 1月1日から1月3日の間は、休館となります。
- 上記以外に、管理者が必要と認めた場合は臨時に休館にする場合があります。

2. 申込受付期間

- 一般予約は、利用日の6ヶ月前の日の属する当該月の1日から受付します。その日が、休館日の場合は翌開館日より申込受付を行います。但し、管理者が特別な理由があると認めた場合その限りではありません。
- てんぶす那覇主催・共催催事やその他管理者が認めた催事は6ヶ月以上前であっても予約される場合があります。

4. 申込受付時間

- 休館日を除く、9:00から17:00まで
 - * 申込み(仮予約)から7日以内に、本申請をいただかない場合キャンセル扱いとします。
 - 利用日の6ヶ月前の日に属する当該月の1日の申込みについては、9:00から12:00までに来館または、FAXにて申込みいただきます。
- 利用日時が競合する場合には、翌日以降に抽選で利用者を決定いたします。
- * 抽選は利用希望者本人にて行っていただきますが、本人が来館できない場合は代理人を立ててください。代理人など来館ができない場合は、当館職員が代理で抽選をいたします。
 - 抽選での申込みは当選をもちまして本申請となりますので、以降のキャンセルにはキャンセル料金がかかります。
 - てんぶす那覇主催事業などにより、先行予約されている事があります。
 - 毎月受付初日以外の申込みにつきましては、先着順に利用者、利用日を決定いたします。

5. 利用料の納付

- 施設利用料は指定された日までに指定の銀行口座にお振込みください。
- * 振込手数料はご負担ください
- 申請書類提出後のキャンセルおよび日時変更は下記の通りキャンセル料金が発生いたします。

利用日の30日前までのキャンセル	利用料の50%
利用日～29日前のキャンセル	利用料全額

- * 天災その他不可抗力により施設利用ができなくなった場合は、キャンセル料金は発生しません。

6. 利用時間

- 利用時間は、準備、片付けに要する時間をすべて含みます。無理のない利用時間で申込みください。
- 利用時間中は利用者が管理責任者となります。場内整理など係員の配置をお願いします。

【利用前の準備手続き】**1. 事前打合せ**

- 利用日の1週間前までに施設の利用方法や附属設備の使用について管理者と打合せします。
- * 打合せの日程調整を担当者として行ってください。

2. 関係官公署への届出・手続き

- 施設の利用許可を受けた後、関係官公署へ必要な届出・手続きを行ってください。
- 火気(煙・ロウソク・スモークマシーン)を使用する場合当館指定の用紙に記入後、

当館が申請書を作成しお渡しますので、必要書類を添付のうえ、中央消防署へご提出ください。

那覇市消防局 中央消防署 3F

住所 那覇市銘苅二丁目3番8号

電話 098-867-9915

●音楽著作権に関すること

(社)日本音楽著作権協会那覇出張所

住所 那覇市旭町116番地37 カフーナ旭橋C街区オフィスコート

電話 098-863-1228

【利用上の注意】

1. 注意事項

- 入場者の秩序を維持するため、必要な人員配置をしてください。
- 入場者定員を超えないでください。(固定席 246名、オールスタンディング 330名)
- 所定の場所以外での飲食、喫煙は禁止です。
- 許可を受けずに施設内での物品販売や展示、施設の器具の使用、壁や柱・扉への貼り紙、釘打ちなどは行わないでください。
- 利用者は管理のために立ち入る管理者の入室を拒否することはできません。
- 雨天の際は雨具入れを備えて入場者の便宜を図ってください。
* 有料の傘袋をご用意いたします。
- 来場者への危害もしくは迷惑となる物品または動物を持ち込まないでください。
- ゴミはすべてお持ち帰りください。
- 利用者は施設などの利用を終了した時点で、すみやかに管理者へ報告しその点検を受けなければなりません。

【利用許可の制限】

次の各号のいずれかに該当するときは、てんぶす那覇の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) てんぶす那覇の施設などを損傷し、または滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他管理者が不相当と認めるとき。

【損害賠償】

- 施設および附属設備を毀損または滅失した時は、その損害を賠償していただきます。